

会 議 録

会議の名称	第1回(仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会		
開催日時	令和元年12月11日(水) 18:00~20:00	開催場所	ふれあいこども館
出席者	<p>1. 委員 大西委員、大谷委員、柴山委員、小森委員、手嶋委員、白水委員 井中委員、明星委員、重野委員、西田委員、八代委員 (欠席者) 無し</p> <p>2. 執行機関(事務局) 中村健康福祉部長 こども応援課 春崎課長、渡邊こども応援担当係長 石井主事</p> <p>3. その他 武末那珂川市長 (株)よかネット(コンサルタント) 2名</p>		
配布資料	<p>資料1 (仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会設置条例 (仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会の概要</p> <p>資料2 (仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会委員名簿</p> <p>資料3 諮問書</p> <p>資料4 スケジュール</p> <p>資料5 住民参画</p> <p>資料6 他自治体等の子どもに関する条例</p>		
公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由: 情報公開条例第9条第 号に該当)		

議題及び審議の内容

1. 委嘱状交付

2. 市長あいさつ

3. 委員の自己紹介及び事務局紹介

4. 会長及び副会長の選任

会長に大西委員、副会長に小森委員を選出

5. 諮問書の手交

6. ミニ講演

「子どもの権利条約及び児童福祉法改正について」

7. 議題

(1)スケジュールおよび(2)住民参画について

委員：子どものワークショップについて、各 50 人程度とあるが人数は集まっているか。

事務局：人数は予定数に達していない。皆様に子どもと大人の参加者募集の協力をお願いしたい。現在、子どもは 20 名である。

委員：参加者をどのように募っているのか。

事務局：広報誌へ掲載したり、各学校へ募集の協力依頼に伺ったりした。

委員：50 人が集まるのかということと、何をするのが疑問である。

委員：1 箇所からではなく、幅広く色々なところから集まる方が理想的である。

委員：子どもの意見を聞くことは欠かせないと思うが、募集期間が短いのではないか。

事務局：両日で 30 人近くの応募がある。両方の参加が難しく、片方にしか来られない人もいる。

委員：1 日だけで完結する方が良いのではないか。

事務局：2 回目には、1 回目の振り返りをする。2 回目のみの参加でも話の流れは分かるようにする。

委員：おとなワークショップのチラシを増刷して地元区内へ回覧したが、ワークショップの内容を伝えないと厳しい。そこに私たちが働きかけないといけない。募集が 20 日までだと厳しい。

事務局：おとなワークショップの募集は、年明けでも可能である。

委員：子どもも、冬休みやクリスマス会などの行事が決まっているところもあり、自分の地域に呼び掛けるのは厳しい。

委員：校区外でもよいのか。

事務局：来ることは可能である。

副会長：応募用紙に保護者の印鑑が必要である。親子で協議してもらい、子どもだけで来ることはできない。大人に呼びかけるにしても、子どもの権利条約を知っている人が参加するのと、知らない人が参加するのでは全然違う。「ずっと住みたい那珂川ネット 21」としても学習会をしたいと思っていたが、1月11日なので時間がない。せめて人権フェスタの前には知っておきたかった。人権フェスタには、子どもたちも団体も多く集まっていたため、そこで呼びかけが出来たのではないか。50人集まるのか不安である。

副会長：「ずっと住みたい那珂川ネット 21」では、26日には最低参加してもらおう形で進めたい。

委員：例えば、PTA 会長から役員の方に参加してほしいとお声かけいただけるのか。

委員：役員は9人で集まるかもしれないが、1月25日は、筑紫地区の同和問題研修が入っており厳しい。

委員：厳しいといっても日程は決まっており、どうにかしなくてははいけない。

委員：現在の参加者の内訳はどうなっているのか。

事務局：高校生がいない。試験前、受験シーズンのため厳しい。小学生と中学生は、中学生の方が多い。

副会長：高校生も女子商だけでなく、那珂川市に住んでいるので、広く声をかけられないか。個人的なつながりで声かけはしたい。

委員：どうにかして、みんなで協力して人を集めたい。

副会長：那珂川ジュニアリーダーズクラブに声をかけたが、クリスマス会などの行事が入っている。

委員：でも、現時点で20人いるのは凄い。当日の傍聴は可能か。

事務局：傍聴は可能である。声かけをお願いしたい。高校生は今0人である。ジュニアボランティアには改めて声をかける。

(3)他自治体等の子どもに関する条例について

(事務局より資料6 他自治体等の子どもに関する条例について説明)

※特になし

8. その他

次回の日時：2月19日（水）19時～ 場所：ふれあいこども館